

Title	中古の港と問丸
Sub Title	
Author	三浦, 周行(Miura, Hiroyuki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1926
Jtitle	史学 Vol.5, No.1 (1926. 3) ,p.1- 11
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19260300-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19260300-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 史學

## 第五卷 第一號

大正十五年三月

### 中古の港と問丸

一

中古我國内の運輸商業を始めとして、外國との交通貿易の爲めに、港灣の利用が盛んになつて來たことは、港灣其者の發達を促し、必要なる諸般の施設の充實とはなつたが、就中港灣に輻湊する貨物を保管すべき倉庫と其委託販賣をなす問屋業との緊要なることは言ふ迄もない。而して最も早く我記録に其名の見たのは、源順の倭名類聚抄にある邸家であらう。同書三居處部に邸家の語を擧げて、

辨色立成云、邸家邸音丁禮反、今案俗云津屋、此類也停賣物取賃處也

と見え、從來一般に問又は問丸といはれた後世の問屋の起源であると看做されて居る。邸家の解釋に「停

中古の港と問丸(三浦)

賣物取賃處」とあるを「賣物ヲ停メテ賃ヲ取ルトコロ」と讀んで賣物即ち商品を保管して倉敷料を徴するところの意味であるから倉庫業であるとの見方もあるが、これは寧ろ「物ヲ停メ賣リテ賃ヲ取ルトコロ」と讀むが妥當であらう。即ち荷主の物品を預りもすれば賣りもして手数料を取るところといふ意味であつて、保管と委託販賣との二者を兼ねたものであらう。辨色立成の文に、邸家と津屋との二つの語が載せられて居つて、津屋を俗語としてあるのを見ると、邸家は官用語のやうにも聞えるが、公文書等に此語を用ゐたものは今迄に未だ見當らぬから、支那名であるかとも思はれる。伊呂波字類抄に

邸家ツヤ  
俗作津屋

とあるのを見れば、邸家といふ支那名を、日本語で津屋と書くといふ風にも取れる。然るに支那では唐以前から物を置くところを邸といつた事は記録に見えるけれども、邸家といつた事は見當らぬ。又此邸といつたものが、商人の委託を受けて其販賣を扱つた事は、唐はもとより、宋の記録にも見當らぬやうである。故に支那の邸は、單なる倉庫に止つて居り、而かも官營の倉庫であつて、商人の貨物を保管し、一定の倉敷料を徴收するものらしく思はれるから民營の間屋とはおのづから其本質に於て異なるものがあつた。もとより官營の外にも、民營の同一營業者があつたと考へられないこともないが、併し官營の外に民營を許したならば、果して官營の目的が達せられるであらうか。若しも官營の倉庫が其設備をよくした上に、倉敷料をも割安にしやうものなら、民營の倉庫は忽ち其壓迫を受けて營業困難に陥るであ

らうし、其反對であれば、官營の倉庫が立ち行くまい。故に此種の官營事業には普通の場合、獨占といふ事が伴ふのである。此場合、民營の同一營業は許可されなかつたか、縱し許可されたとしても常に官營の壓迫を蒙つて營業不振に陥つて居たと見るが至當であらう。故に此官營倉庫を設けた支那でも、官吏が利得の目的の爲めにこれを營んで民利を奪ふのはよくない事と看做されて居たやうである。

## 二

翻つて和名抄の邸家の解釋を見ると、貨物の保管の外に販賣をも營んで其手数料を取るものであるから、これは當然民營であつて、官營でない事は明らかである。此彼我の間に名稱を異にし、公私の別のあるを以て見れば、支那の邸と我津屋とはおのづから別物であらう。尤も支那に邸とか邸店とかいふ熟語はあるけれども、邸家といふ熟語の支那の古書に見當らぬについて、加藤繁博士は『唐宋時代の倉庫に就いて』に「此れは支那の俗語で、其れが爲めに學士文人の筆に上らなかつたのであらう」といはれて居るが、もとより一種の假定説に止まつて居る。同じ假定説を出すとすれば、支那では、邸は本來官營の倉庫であるが、それに對して倉庫以外に委託販賣をも行ふ民營の邸家なるものがあつて、それが日本の津屋と同じものであるとの一説を出してもよからう。併し乍ら支那にもそれに相當するものがないのに、強ひて支那から來たものであらうといつて、我事物の起源をすべて支那に歸せんとするは如何で

あらう。加藤博士は又邸の制度が奈良朝平安朝の頃支那から我國に輸入され、我國では津屋と稱したといはれて居るが、邸の制度が輸入されたのならば、奈良朝時代の令や平安朝時代の格式杯に見えねばならぬ筈であるけれども、一つも見當らぬのである。同博士は又横井博士の日本商業史に「つや」の事を「海船輻湊の地に貨物を停め置き、其物を賣りて賃を取る所の者あり、これを邸家ツヤといふ、つやは津屋の義なり」と説かれたのに對して津屋といふ國語に對して、邸家といふ漢字を當筈めたとするのは本末を轉倒したものであつて、邸家は日本でも、支那に於けると同じく、主として水陸の要衝に設けられたであらうから、邸家の和名を定める時に、其事實に適合し、且つ其發音も幾分原語に近い津屋といふ言葉を選んだのであらう、「即ち津屋といふ漢語が先づ存し、次いで津家といふ國語が起つたのであつて、津屋が先づ存して邸家が次に起つたのではあるまい」といはれて居るが、支那の邸家と日本のつやとの發音が近いかどうかは姑く措き、支那に邸はあつても事實我つやと相違したものであり、且つ邸家なるものゝ存在は未だ證明されないのに、兩者が事實に適合して居るかどうかはもとより解らう筈もなく、従つて邸家の漢字が先きか、つやの國語が後か、これを判斷し得る材料がないのである。材料のないのに漢字が先きて國語が後に出來たと極めて仕舞ふのは、聊か獨斷に陥る嫌がないとはいへぬ。從來日本固有の國語があつて、漢字の渡來後、これと同一若しくは類似の漢字で書きあらはした實例は多々あることである。邸家の漢字が若し支那にないとするならば、或はつやといふ國語に對して、日本で充てた

漢字であるかも知れぬ。日本書紀神功にも既に津守連が見えるから、津屋といふ固有の國語もあつて、然るべきであらう。成尋の參天台五臺山記<sup>第一</sup>に支那の杭州の港の口の海岸に立並んだ津屋の事が見えて居る。それに據ると、

未時著杭州湊口、津屋皆瓦葺、樓門相交、海面方疊石高一丈許、長十餘町、及江口河左右同前、大橋互河、如日本宇治橋、

とある。此記事から推すと、成尋の見た津屋は即ち彼れの所謂邸即ち官營の倉庫であつて、日本の津屋とは違つたものゝやうに思はれるが、日本でいへば、津屋に類して居るから、丁度大橋を見ては日本の宇治橋を思ひ出だしたやうに、直に津屋と書いたに過ぎないであらう。

今迄に出でた彼我的材料丈では、邸は支那では寧ろ官營の倉庫として發達したものであるのに反して、我津屋は民間の營業として發達したものゝ如くである。兩者の間には、商品を保管して其手数料を徵收する點が一致して居るけれども、支那の邸では委託販賣を行つた例證が見當らず、又官營の倉庫としては寧ろ有得ないとも思はれるから。此點に於て同一のものゝ認むることは先づ無理であらう。和名抄に著者の案として「俗云、津屋、此類也」とあるも、全然同一の意味でなく、類似の意味であると見た方がよからう。而して俗云といふのも、津屋が民間で發達して、支那のそれの如く、官營の倉庫でないことの一旁證とならう。

## 三

されど津屋は商品を預りて委託販賣をなすものであつて、後の問屋に異らぬ。只旅館を兼ねた事が後世の通りであつたかどうかは明らかでないが、若狭國稅所今富名領主代々次第に據ると、貞治三年、同名領主山名時氏の代官篠澤光永の又代小山田四郎左衛門尉が同名へ下向した時には、問の道性方を旅館としたことを始めとして、明德二年には、同じく領主一色詮範の代官小笠原淨鎮の又代武田淨源は問左衛門三郎方を旅館としたことが見える。殊に應永十五年六月二十二日に、南蠻船な小濱に入港した時の所謂蕃使々臣の旅館となつたのは本阿といふ問丸であり、又同じく十九年六月、南蠻船二艘の小濱に入港した時には、問丸本阿彌を旅館としたことが見える。本阿は本阿彌の略であつて同人であることは言ふ迄もない。此問といふのは即ち問丸の事である。十九年には南蠻使節の滞在は僅々二箇月餘に過ぎなかつたけれども、十五年には六月二十二日に入港してから、十一月十八日に暴風の爲めに其乗船が中湊濱に打上げられて破損し、同じく十六年に新に船を造つて同年十月一日に出帆する迄、一年有餘の間滞留して居たのである。此問又は問丸は後には専ら問屋といつたものである。今富名領主代々次第では、莊官や外國人を宿泊させたのであるから、普通の旅館らしく見えるけれども、他の領主の代官若しくは又代が刀禰の宅にも泊つて居るところを見ると、必ずしも宿屋營業であつたからといふ譯ではなく、手

廣くて綺麗な部屋を有つて居るところへ、便宜宿泊を求めたものと見るべきであらう。併し問屋が取引する商人の中には、遠隔地方のものもあつて、是等の商人は商品及び賣買の爲めに、自然滞在の必要のあるものもあつたらうから、問屋が相當の設備をなして、是等の商人を泊め、これをも一つの營業とするに至つた事は、極めて自然の發達と謂ふべきである。天文十七年の編纂であるところの色葉運歩集に、問に向つて、商人宿の説明を下して居るのは、其頃は寧ろ商人宿として認められて居た事を見るべきである。今富名領主代々次第に見えた莊官や外國人の旅館も、當時既に商人宿として相當の設備を有して居たからこれを利用した迄であらう。彼南蠻船の如きは、國王亞烈進卿から日本國主への進物として生きた黒象一疋、山馬、孔雀、鸚鵡等を齎らしたとあるけれども、其目的は貿易にあつたと思はれるから、問屋に宿を取つたのは適當の事であらう。

問屋は又貨物の運送をも取扱つて居た高野山の寶簡集二十四に、本所かと思はれる御臺から、其莊官かと思はれる南部馬入道に宛て、同人の申請に係る高野山の年貢運送の間を故殿の遺骨の安置されて居る寺の圓了房入寺に充行ふことを許可した正應元年八月十七日の御教書が見える。此文書は多少疑はしい點もあるから、正應元年のものであるかどうかは研究の餘地がないではないが、足利時代に問丸といつた問屋が、貨物を運送した事は、蔭涼軒日録、大乘院寺社雜事記等にも見えて居る。就中後者には、延徳元年六月二十六日條に、木津の御問船なるものが伏見津に至つた事が見える。此問船は即ち問丸の船

であつて、それが大乘院の御用を勤めるので、御問船と稱したものであらう。其運賃は問料といつた。斯様な問屋は其本所又は幕府守護所より問職の充文（補任狀）を與へたものである。同書文明五年三月二十七日條に、大乘院が多聞院の大工番匠に大乘院座鹽駄問職の充文を與へた如きは其一例である。斯様に寺にはそれ〴〵所屬の問丸があつた。即ち其營業は一種の特許を得たものであつて、他人はこれを許されなかつた。文明五年十一月（二十九日）幕府が紙問丸九郎三郎光次に西國紙商人の問屋を安堵して他の競望を許さなかつたことが政所賦銘引付に見えて居るが、それには萬一競望の聲があつても、由緒がある上は、其煩あるべからずとある。即ち祖先以來問丸であつたとの歴史が尊重されて居るのである。其歴史の新古に依つて、本座とか新座とかの別があつた。それは此時代の一般商業にある座に外ならぬ。

寺院の問屋は、其營業の特許を得る代りに、本所に對してそれ〴〵納物をした。例へば足利時代の大乘院所屬の鹽座は二つあつたが、其中正願院鹽座といふが本座であつて、したみの座といふが新座であつた。前者からは、毎月百文の鹽を進め、したみの座からは、二月十五日祥定院の舍利講の油を進めた。本座は堺其他から鹽問屋へ商品を持込んで問屋から諸方へ販賣するものであつて、此問屋以外からは、主なる取引地であつた奈良へ一切商品を持込むことが出来ぬことになつて居た。新座は時々に行商（振賣）する丈であつて、屋内での營業は許されて居なかつた。然るに文正元年に、したみ座が此座法を破

つて、本座の如く屋内に於て自由に營業をした廉で、本座から本所に訴へられて處分を受けた事が大乘院寺社雜事記に見える。問屋の中には又爲替手形を發行する割符屋の營業をも兼ねて居たものがある。庭訓往來に「湊々替錢、浦々問丸、同以割符進上之」云々と見えるが、替錢とは爲替の事であつて、割符とは爲替手形の事である。それに據ると、湊々浦々の問丸は爲替業即ち當時の所謂割符屋をも營んで居たのである。彼等は他人の貨物の保管の外、割符の運用に依つて貨物の運輸賣買を敏活を圖る爲めに副業として取扱つて居たものであらう。

是等の問屋の所在は、もとより港灣に限られた譯ではなかつたが、港灣は他の都會と共に、貨物の集散地であるから、自然こゝに問屋業者が必要闕くべからざるものとして存在したのである。庭訓往來に、浦々問丸といつたのは、甲の港から乙の港への割符の事を言ふ爲めではあつたけれども、浦々即ち各港灣に問丸の多かつた事をも裏書するものである。獨り海港ばかりでなく、淀とか、鳥羽とか、嵯峨とかにも、それ／＼問丸があつた。淀、鳥羽は淀川の河港で、嵯峨は大堰川のそれであること言ふ迄もあるまい。

#### 四

問丸は其營業が獨占權を伴つたものであるのと、巨資を要したのとで、港灣の住民中にあつては、頗る優勢な地位を占め、其牛耳を執つたものである。前に述べた今富名の場合に於ても、應永六年一色詮

範が領主であつた時に、其代官であつた小笠原明鍊の更迭を、地下即ち居住民から領主に訴へ出て、其目的を達する爲めの示威運動として里方名散田及び寺社人給迄が逃散したから、明鍊は遂に代官を罷免されて、石河長貞に代へられ、地下人の逃散後二箇月で入部したことがある。此逃散といふは、苛税に苦んだ百姓が、其減免を申請しても許されない場合に、最後の手段として取つた方法である。寺社人給とは莊官の給田を指すのであるが、其住民が逃亡して給田の耕作が不可能となれば、其影響は深刻であるから、領主も遂に地下人の要求を容れて、代官の更迭を斷行し、地下人の歸住を求めたものであらう。此地下人の中には今富名の港灣たる小濱の間若しくは問丸が中心となつて活躍して居たらうと思はれるけれども、これを詳らかにせない。其後一色義範が領主であつた時代には、代官は三方掌忻であつて、長法寺道圭が又代であつたが、應永二十八年に、小濱の間丸が訴訟を提起して、長法寺の又代を止め代官の弟三方修理亮がこれに代へられた。これは確かに問丸の運動が其效を奏したからであらう。

住民の勢力のある港灣に於ては、斯様に其行政に迄も容喙して領主の代官の更迭をも餘儀なくした程であるから、其間自然に自治が發達して、領主も或程度迄はこれを認めることになり、彼等の中でも、問丸とか問屋といふものが其牛耳を取る事になつた。堺が海岸に納屋を有つて居つてこれを貸して上分を取つた納屋貸しの衆を、主なる市民として、更に其中の主なるもの十人が十人衆と呼ばれ、市民の訴訟を裁判して居つたといはれるが、此納屋は即ち倉庫であつて、上分は倉敷料であり、納屋貸しの衆

は問屋である。後に會合衆なるものが三十六人を以て市民を代表させて居るのは、稍其範圍を廣めたものであらうが、それにしても問屋業者が其主なるものであつた事に變りはなかつたらうと思はれる。

### 三 浦 周 行